

議第34号

呉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
呉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

呉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
呉市消費生活センター	呉市中央4丁目1番6号

(事務の実施日等)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、規則で定めるものとする。

(消費生活センターの職員)

第4条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターには、次の各号のいずれかに該当する者を消費生活相談員として置くものとする。

(1) 法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）

(2) 前号に規定する者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者

(消費生活相談員の処遇及び人材の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分に配慮し、その専門性に応じた適切な処遇及び人材を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、必要に応じた研修の機会を確保し、その資質向上に努めるものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。